

令和5年度 第1回 名張市子ども権利委員会会議録

- I. 開催日時：令和5年6月6日（火） 15時30分～17時
- II. 場 所：名張市役所 402会議室
- III. 出席者：子ども権利委員会 委員長、副委員長、委員4名  
事務局：福祉子ども部保育・家庭担当部長、  
子ども家庭室長、子ども家庭室要保護対策係長
- IV. 内 容：1. 新委員(子ども権利委員会)への委嘱状の交付  
2. 議事  
(1) 令和4年度ばりっ子すくすく計画(第5次)関連事業実績報告  
(2) その他

【質疑・意見交換】 (委)：委員長 ○：委員 ⇒：事務局)

(2) 令和4年度ばりっ子すくすく計画(第5次)関連事業実績報告

【事務局より説明】 \*省略\*

(委)：ご質問等がありましたらお願いします。

(委)：三重県では名張市と東員町だけが子ども条例を制定しているが、こういった取り組みがなぜ他の市町村では進まないのでしょうか。

⇒：進まない原因として、三重県で子ども条例を定めているということがあると思われま。三重県子ども条例は子どもが健全に育ちますよという概念を条例にしており、概念が県の条例にあることで、他の市町村は独自の条例を定めることまでしなくてもいいと思っているのではないのでしょうか。

(委)：条例に教育的・経済的な配慮について言及していなければ、中身がないということになり、子ども家庭庁ができて状況は相変わらずということになりかねないので、また市・県の方から国に意見を言ってもらいたいと思います。

(委)：手紙での子ども相談が5件あるが、返事は返していますか。

⇒：返信が欲しいという方については、子ども相談員が作ったものを送付しています。

(委)：学校生活の悩みといっても広いと思うが、どのような相談内容ですか。

⇒：「友達と喧嘩をした。」、「嫌なことを言われた。」、「先生が嫌だ。」、「信じてくれなかった。」、「一緒に住んでいないお孫さんについて気になる。」といった相談をいただいています。

☑：その相談は電話でいただくのか。また相談員の方は、それに対してどこまでするのか。聞くだけではないということですか。

⇒：相談内容を聞かせていただいて、本人が望めば学校までに言いに行きましょるか、ということもありますし、相談を聞いてくれるだけでいいんだという子どもさんについてはお聞きするだけです。「もしよかったら、今後どうなってるかまた電話くれたら嬉しいな。」というようなメッセージつきで一旦お電話を置くというようなことはあります。児童虐待とかの場合はすぐさま通告の義務がありますのでその場合については、しかるべき所管に連絡をするというような形にはなっております。

○：私も小学校の学校ボランティアとして授業に入ったりしていて、身近にいる大人としてそして先生ではない大人として、先生に対する率直な意見を子どもたちから受ける事が増えています。それを子ども相談室に相談してくれたら、もうちょっと解決するじゃないかと思ったりします。

私は相談された内容によっては、よっぽどなことだと学校に言うことありますが、立場的にその先生に伝わることで先生に対しても傷つけてはいけないなという想いがあります。経験の浅い先生が子どもの対応に少し失敗していると思うこともあるし、その言い方はまずかったじゃないかなと感じることもあります。でもそれに対して、その先生にどこまでどう返したらいいのか本当に難しいと感じています。子ども相談員の方は、現場が見えない中、相談として電話で受けて、何か返事すると言うのは本当大変だろうと思います。例えば、私がその子どもから受けた悩みをそのまま学校に返してしまったら、その子が先生から怒られて終わってしまいそうで。このことを私が子ども相談室に相談することもできますか。

⇒：はい。もちろんお待ちしております。

○：相談を受けた内容を抱えるのがしんどくなる時もあるって、親でもない立場ですので、私から子ども相談室へ相談したら駄目かなって思っていたので、相談してもいいと今聞いてちょっと安心しました。

☑：学校の中でそういう相談できるシステムはないのでしょうか。

○：ないです。そういった相談を持っていく先がなくて。管理職の先生かなと思ったけど、そうでもないし、養護の先生なら言えるかということもそうでもないし、ましてや担任に直には言えなくて。

○：放課後児童クラブの話ですけれども、子ども同士のけんかや学校生活上の悩みによく似たような相談が日々学童ではある状態です。あの子の言い方が嫌だったからもう学童や学校に行きたくない、上級生に学校でも偉そうに言われたり、何か悪いことされるといような案件は頻繁にあります。

相談の件数も多くあり、小学校とも連携が難しいところがありましたが今は徐々に改善されて、小学校とも大分連携がとれるような形になってきています。担任の先生に伝えたら、担任の先生も配慮してくださってうまくいくパターンもありますし、なかなか学校にも言いにくいパターンもあります。

日々、学校に行きたくないという声を聞くので、それに比べて子ども相談の件数は少ないという印象です。やはり表立って相談内容として出てくるのは少ないのかなという印象があります。

⇒：多くの相談が受けられるように相談室の開所時間帯を水曜日は19時までまで延ばしてみたり、お手紙を書いてくださいということも試しているところです。

○：子どもの悩みは微妙なところがあるので、これを言ったらまたいじめられるんじゃないかとかいうのがあってなかなか言いにくい現状もあり、電話をかけた手紙を出したりすることはやっぱり勇気がいられますね。

⇒：相談員の顔が見えないということもあり、相談に二の足踏んでしまうこともあるのかなと思っております。去年名張小学校で1校だけ、出前授業させていただきました。

今年の人権担当の先生の集まりにも行かせてもらって、せめて小学校に子どもさんがいるうちに、1回は相談員と顔を合わせるような機会を設けてくださいというお願いをさせていただいています。学校のプログラムの問題もあり絶対とは言えませんが、粘り強くお願いしていこうかなとは思っています。この相談員だったら相談してみようと思ってくれたらもっと相談が増えると思うので。

○：児童相談所で子どもの権利の擁護を進めるという話になると、主な対象は施設や里親さんで養育を受けてる子どもと一時保護をしている子どもということになります。現在、県の児相が共通してやってることは三つほどあります。

ひとつめは子どもの権利ノートの配布、ふたつめはお手紙セットの配布です。

3つめは子どもアドボケイト。アドボケイトとは代弁者のことです。子どもの意見をどうやって拾い上げようかという取り組みで、一時保護中の児童と、親元から離れて生活している子どもたちを対象に、児相では昨年度から試行を始

めています。昨年度は一時保護中の子どもに、NPOの研修を受けたアドボケイターという見相の者ではない第三者の人に入ってもらって、子どもに権利教育的なこと、ワークのようなこともさせた後、個別に話を聞いて欲しい人はいますかということで、意見を拾い上げる取り組みをしています。

〔委〕：子どもの権利の普及について何かありますか。

○：名張市の小学生、中学生もタブレットを持っているが、ほっとラインやパンフレットなど、デジタル配信でタブレットに常に表示できるという状態にはできないのでしょうか。またクイズ形式的なコンテンツを作ることはできないのでしょうか。

⇒：そういったことができないか検討中ですが、現段階で学校が配っているタブレットにデジタル配信するのは技術的に難しいようです。何とか実現に向けて頑張っていきたいと思います。

○：まちの保健室に子どもの権利のパンフレットは置いてありますか。また産婦人科にも置いてもらってはどうでしょうか。赤ちゃん訪問の資料にも入っていないので、これから保護者になっていく方々にお配りすることで、こういう権利を子どもは持っているということをわかってもらえるのではないのでしょうか。

⇒：検討させてもらって、できることから進めていけたらと思います。

〔委〕：子どもの権利について認知度が落ちてきているので、子どもの権利及び子ども条例について、子ども相談室だよりに入れてもらったらと思います。

⇒：はい。まだあと3回配布がありますのでぜひ盛り込めたらと思います。

〔委〕：その他の事項お願いします。

⇒：ばりっ子すくすく計画関連事業の進捗状況の調書を毎年取っているが、昨年度調書の書式を大きく変更しました。今年はもう少し評価の部分と課題の部分を書きやすくしたいと考えています。

〔委〕：皆さん、言い残した事はありませんか。はい。それでは令和5年度の第1回の子どもの権利委員会終わらせたいと思います。皆様お疲れさまでした